

# 須崎福祉保健所管内(須崎市)南海トラフ地震時医療救護活動TL

\*このTL(タイムライン)は、高知県南海トラフ地震被害想定(L1)に基づき、夏の12:00に発災したと仮定して作成した。ただし、勤務時間外に発生した場合(確率7割以上)、TLは大幅なタイムラグを生じる等、想定外の状況に陥るおそれが高い。

時間	須崎市							
	地域全体の想定・起こりうること	医療救護所(須崎市)	救護病院・災害拠点病院	他病院・有床診療所	無床診療所/薬局	消防署	須崎市 (保健・医療・福祉担当部門)	高幡医療支部 (須崎福祉保健所)
発災～1h	<b>【ライフラインの崩壊】</b> (復旧までの時間) ・電気(72時間～7日) ・ガス(プロパン:7日) ・上水道(1か月以上) ・下水道(1か月以上) ・電話(1週間以上)  <b>【津波の到達】</b> 沿岸部:20～30分 3～5m 須崎市街地は長期浸水 津波火災の発生  <b>【主要道路】</b> 高速道路・主要道は須崎市街地で冠水等により不通	<b>【須崎市医療救護計画に基づく活動】</b> ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握(庁舎等)  <b>【医療救護所の設置準備】</b> ・活動拠点の確保(トリアージエリア、動線の確保を含む) ・人員の確保 ・医療従事者等の確保(救急救命士を含む) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・その他患者受入の準備	<b>【各病院のBCPに基づく活動】</b> ・指揮命令の確立・安全確保 ・院内被害状況の把握 ・活動方針の決定・指示 ※ 消火・救助、津波避難/退去等 ・バイタルサイン安定化の継続治療  <b>【以下、4Fリハビリ室への避難を想定】</b> ・津波避難完了(4Fリハビリ室) ・医療救護活動(入院患者) ・医薬品等の確保(医療資機材を含む) ・通信手段の確保 ★医療チームの医療救護所への派遣(発災直後から)	<b>【各病院等のBCPに基づく活動】</b> ・救護病院・災害拠点病院(左記)の活動に準じた活動 (医療チームの派遣は不要)	<b>【各診療床等のBCPに基づく活動】</b> ・高台等への避難(津波避難)	<b>【須崎消防署地震津波対応マニュアルに基づく活動】</b> ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握 ・活動方針の決定・指示 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 (特に、津波からの避難誘導、救助活動)	<b>【須崎市地域防災計画に基づく活動】</b> ・指揮命令の確認・安全確保 ・被害状況の把握(庁舎等) ・活動拠点の確保 ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 ・被害状況の把握 ・活動方針の決定・指示 (須崎市医療救護計画に基づく医療救護活動を優先) ⇒ 左記(「医療救護所(須崎市)」)参照	<b>【須崎福祉保健所南海トラフ地震発生時医療支部活動初動マニュアルVer.1に基づく活動】</b> ※ 改訂予定(地域本部、土木事務所との役割分担等の明確化) ・指揮命令の確認・安全確保 ・被害状況の把握(庁舎等) ・活動方針の決定・指示 <b>【医療支部の設置準備】</b> ・地域本部との災害対策合同事務室の確保(4F) ・活動資機材の確保 ・通信手段の確保 <b>【避難住民への対応】</b> ・庁舎内への住民の避難支援 ・避難住民への医療救護活動
1h～6h		<b>【医療救護所の設置・運営】</b> ・トリアージの開始 ・医療救護活動の開始 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・市災対本部への報告 ⇒ 医療救護所設置及び活動状況等 ⇒ 県災対本部、医療支部等への報告 ・市災対本部への要請 ⇒ 医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先・搬送手段の確保、遗体対応等 ・情報収集(継続)	<b>【4Fリハビリでの入院患者等への対応】</b> ・医療救護活動(継続) ・市災対本部への連絡(報告) ⇒ 被害状況、活動状況、救出要請等 ・医薬品等の確保(継続) ・飲料水・食糧等の確保 ・その他必要物品の確保 ⇒ 毛布、自家発電機、照明、燃料等	・救護病院・災害拠点病院の活動に準じた活動	・医療救護所への参集(医薬品等の持参) ★医療救護所の医療救護活動への協力	・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急(救護)活動 ・情報収集(被害状況等) ・非番員の参集 ・市災対本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等 ・医療救護所での医療救護活動への協力	<b>【須崎市医療救護計画に基づく活動】</b> ・医療救護所の設置・運営 ⇒ 左記(「医療救護所(須崎市)」)参照 ・情報収集・整理 ①市災対本部、②医療救護所・救護病院等、③県医療支部(本部)等 ⇒ 人的・物的被害状況、医療情報等 ・情報伝達 上記①～③ ⇒ 医療救護所設置・活動状況等 ⇒ 各種要請等	<b>【医療支部の設置・運営】</b> ・地域本部との災害対策合同事務室の設置(4F) ・職員体制の構築(指揮命令の再確認) ・医療本部への報告(活動状況等) ・須崎市災対本部等への連絡等 ⇒ 避難者情報、被害状況等の連絡 ⇒ 患者救出要請等 <b>【避難住民への対応】</b> ※ 須崎土木事務所と共同実施 ・避難住民の避難スペースへの誘導 ・衛生環境(トイレ等)の整備 ・飲料水、物資等の確保 ・避難住民への飲料水等の配布 ・避難住民への毛布等の提供 ・避難住民への医療救護活動 ・要配慮者への対応等
6h～24h	<b>【主要道】</b> 高速道路は須崎東以东、須崎西以西で啓開 国道56号線は吾井郷以东、領地以西で啓開	・医療救護活動(継続) ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ⇒ 医療救護所活動状況 ⇒ 県医療支部・本部への各種要請(医療支援チーム派遣、医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段の確保等)	・上記活動の継続 ・患者救出及び避難住民や職員の脱出に向けた準備 ⇒ 患者救出に向けたトリアージ等 ⇒ 脱出ルート・手段の検討等	・救護病院・災害拠点病院の活動に準じた活動	・上記活動の継続	・上記活動の継続	<b>【医療救護活動】(継続)</b> ⇒ 左記(「医療救護所(須崎市)」)参照 <b>【医療救護以外の活動】</b> ・避難所・避難者情報の把握(在宅酸素・人工透析患者等の在宅要医療者情報を含む) ・福祉避難所の開設準備(総合保健福祉センター内)	・患者(避難住民)救出及び避難住民や職員の脱出に向けた準備 ⇒ 患者救出に向けたトリアージ等 ⇒ 脱出ルート・手段の検討等
24h～48h	<b>【津波の終息】</b> 約24hごろ	・医療救護活動(継続) ⇒ 医療救護体制の再構築(ローテーション等) ・後方医療機関(市外)への重症患者搬送 ・市災対本部からの情報収集(継続) ・市災対本部への報告等(継続) ・医療支援チームの受入準備	・上記活動の継続 ・患者救出の開始 ・避難住民や職員の脱出の開始(救出の場合は、患者救出完了後)	・救護病院・災害拠点病院の活動に準じた活動	・上記活動の継続	・上記活動の継続	<b>【医療救護活動】(継続)</b> ⇒ 左記(「医療救護所(須崎市)」)参照 <b>【医療救護以外の活動】(継続)</b> ・災害時要配慮者情報の把握 ・福祉避難所の開設(総合保健福祉センター内)	・上記活動の継続 ・患者(避難住民)救出の開始 ・避難者や職員の脱出の開始(救出の場合は、患者救出完了後) <b>【医療支部所外拠点】</b> ・設置検討(須崎市・四万十町)
48h～72h	<b>【主要道路】</b> 高速道路は須崎東～須崎中央間で不通。啓開は1週間後以降 県道須崎～葉山線は5日以内に啓開  <b>【津波火災】</b> 終息	・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入	・上記活動の継続 ・患者救出の完了 ・避難住民や職員の脱出(救出)の完了	・救護病院・災害拠点病院の活動に準じた活動	・上記活動の継続	・上記活動の継続	・上記活動の継続 ・保健衛生活動の準備(受援体制整備に向けた準備)	・上記活動の継続 ・患者(避難住民)救出の完了 ・避難住民や職員の脱出(救出)の完了 <b>【医療支部所外拠点】</b> ・設置準備(須崎市・四万十町) ・職員体制の再構築(リエゾン)

